

○治療用装具の療養費支給申請に係る手続き等について

(平成30年2月9日 保医発0209第1号 厚生労働省保険局医療課長)

「保険医の診察や義肢装具士への指示を経ずに患者への採型・採寸、装着又は販売等がされた治療用装具について、保険者が療養費を支給することは適当でないこと。」

「3 領収書について

事業者が発行し支給申請書に添付する領収書については、保険者における審査に資するため、次の内容が記載(又は添付)されていることが適当であること。

(3) 治療用装具を取り扱った義肢装具士の氏名 」

○義肢装具士法の施行について

(昭和六三年四月一日)(健政発第一九九号)(各都道府県知事あて厚生省健康政策局長通知)

第五 義肢装具士の業務について

(一) 義肢装具の採型適合等のうち、従来医師又は看護婦等のみができることとされていた医行為の範疇にわたるものについても、義肢装具士が診療の補助として行うことができるものとされたこと。

(二) 義肢装具士は、医師の指示の下に義肢及び装具の製作適合等を行うものであるが、そのうち、手術直後の患部の採型及び当該患部への適合、ギプスで固定されている患部の採型及び当該患部への適合については、特に医師の具体的な指示の下に行わなければならないものであること。

○保険のつかえる採型・適合

	義肢装具士法以前	義肢装具士法後	新通知後のおかしな解釈
医行為に該当する 採型・適合 (人体に侵襲性のある行為)	医師(技術者?)	医師、義肢装具士	医師、義肢装具士
医行為に該当しない 採型・適合 (人体に侵襲性がない行為)	国家資格問わず	国家資格問わず	義肢装具士

厚労省通知などより宮本徹事務所作成